

第18回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成24年7月4日（水）午後1時30分から午後4時25分まで

2 開催場所

岐阜家庭裁判所大会議室

3 出席者等

（委員）

安藤裕子，飯沼順平，上田日出子，倉家伸二，小宮大典，齋藤淳子，杉原朱美，
寺本和佳子，麓英里（五十音順，敬称略）

（事務担当者）

伊藤康博裁判官，首席家裁調査官，家裁首席書記官，主任家裁調査官，家裁訟
廷管理官，事務局長，事務局次長，総務課長，総務課長補佐

4 議事

(1) 新委員の紹介

倉家伸二委員，安藤裕子委員，上田日出子委員

(2) 委員長の選任 安藤裕子委員を委員長に選任

(3) 委員長代理の指名 上田日出子委員を委員長代理に指名

(4) 委員長あいさつ

(5) 「裁判所利用者に対するアンケートについて」報告

(6) 意見交換等 意見交換の要旨は別紙のとおり

(7) 「少年の処遇の在り方について」について説明

(8) 意見交換等 意見交換の要旨は別紙のとおり

(9) 次回期日

11月26日（月）午後1時30分

(10) 次回の意見交換の主なテーマについて

「高齢化社会における家庭裁判所の役割（後見制度を中心に）について」

(別紙)

意見交換の要旨

1 「裁判所利用者に対するアンケートについて」

(B委員) アンケートを実施した2か月間の来庁者総数は分からないが、回答数が34件というのは少ないのではないかと思う。

(A委員) 裁判所への来庁者はかなりの数になると思われるが、自身が抱えている問題で精神的余裕がない状況にあると思われるところ、積極的な勧誘なしにアンケートのお願いをしたにしては意外と多く集まったという印象である。

(F委員) アンケート結果によると、目的の部署へスムーズに到達できなかった者が半数ほどいるとのことだが、私は、廊下の色分け線引きの行き先表示や手作りされた避難経路案内表示等、非常に親切に表示されているように思う。

(C委員) 玄関案内所に案内用のインターホンを設置するのも、初めての来庁者のためには有用である。

(D委員) 職員の対応が悪かったとの回答があるが、来庁者の満足を得るには、専門用語ではなく日常用語や世間一般の言葉を意識して使用して分かりやすい説明をすることが必要である。時には図示等の視覚的な工夫をすることもよいと思う。

(E委員) 来庁者の要望に添えない場合には、裁判所の立場や役割を十分に説明する必要がある。

(C委員) 接遇の定着、改善は、研修を実施するだけではなく、業務の開始前に、大きな声での挨拶や笑顔作り、相手の目を見て話す練習を行うことでも補えると思う。

(裁判所) 御意見については、今後の執務に活かせるようにしていきたい。

2 「少年の処遇の在り方について」

- (D委員) 岐阜県内の少年事件処理について、少年院送致などの保護処分がなされない場合の少年に対する対応として、社会奉仕活動、性知識を補充する保健指導、親子参加による万引き被害者講習、野外体験などを実施していることの説明があり、よく行き届いた教育的な働き掛けがなされていると感じた。
- (B委員) 岐阜県内の小中学校では、家庭環境を改善する目的で、子どもに食事作り等をさせて、一つのことをやり遂げる達成感や、褒められることの喜びを感じてもらおうといった取組が行われているが、これは、野外体験活動に取り入れられるのではないか。
- (裁判所) 親子参加の行事では、親子が共同で昼食弁当を準備する取組も十分に考えられると思われる。
- (C委員) 少年の家庭環境を改善するためには、親と向き合うことは大切であり、親子が参加して協力し合うという体験を持つことは大事なことだと思う。
- (A委員) 裁判所が、非行を犯した少年に関わるのは、少年事件の処理過程での非常に少ない接触にすぎないにもかかわらず、家族や周囲の関係者等をも含めた、少年の更生・育成のための取組をされていることに敬意を表したい。少年の価値観や今後の育成を健全化するには、ソフトに包み込む面と根本的に修正を加えなければならない面との両面があると思われるが、いずれの面でも大人との関わりは重要である。
- (H委員) 非行を犯した少年と関わってみると、大きな事件を起こしたとは信じられない優しさが垣間見える場面がある。少年が本来持っている善良な資質を伸ばして行くには、健全な実社会との関わりを持った上で大人の力強さ等に接することが必要だと思う。
- (D委員) 事の重大性がよくわかっていないことが大きな原因となって、万引き、薬物関係、性犯罪という非行に走っている少年が多く見られる。自らの行為の意味を理解させる教育的な取組は、少年の健全育成のために今後

も有用だと思う。

(裁判所) 人の生育過程では，見習うべき人に出会ったり，社会生活を送る上で
の考え方を習得したりする機会が必要であると思う。非行を犯した少年
に対しては，少年事件処理を通しての働きかけもその一つであり，少年
審判の役割は重大である。改めて原点に立ち返って取り組んでいきたい。

以 上